

道路交通法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)	1
○ 駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号)	10
○ 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和三十四年政令第三百二十号)	12

改 正 案	現 行
<p>（警察署長の交通規制等）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が一月を超えないものとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 法第四十四条第一項の道路標識等</p> <p>十 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（初心運転者標識の表示義務を免除される者）</p> <p>第二十六条の四 （略）</p> <p>2 法第七十一条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 現に準中型自動車免許を受けている者にあつては、次のイからホまでのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許に係る上位免許（準中型自動車免許を除く。ホにおいて同じ。）を受けていたことがある者</p>	<p>（警察署長の交通規制等）</p> <p>第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制（法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）で、その適用期間が一月を超えないものとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 法第四十四条の道路標識等</p> <p>十 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（初心運転者標識の表示義務を免除される者）</p> <p>第二十六条の四 （略）</p> <p>2 法第七十一条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p>

ロ 前項第二号に掲げる者

ハ 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下このハにおいて「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1) 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前普通免許を取り消された者

(2) 直前普通免許に係る再試験を受けた後直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3) 法第百条の二第五項の規定に違反して直前普通免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

ニ 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

ホ 現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に普通自動車免許に係る上位免許を受けた者

二 現に普通自動車免許を受けている者にあつては、次のイからホま

でのいずれかに該当するもの

イ 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る上位免許（準中型自動車免許を除く。ホにおいて同じ。）を受けていたことがある者

ロ 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある準中型自動車免許（以下このロにおいて「直前準中型免許」という。）を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1) 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前準中型免許を取り消された者

(2) 直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3) 法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

ハ 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下このハにおいて「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

一 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る上位免許を受けていたことがある者

二 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下この号において「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1) 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前普通免許を取り消された者

(2) 直前普通免許に係る再試験を受けた後直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3) 法第百条の二第五項の規定に違反して直前普通免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

二 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

ホ 現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

(国家公安委員会の指示)

第四十二条 (略)

2 法第百十条第一項の規定による国家公安委員会の指示は、全国的な幹線道路のうち内閣府令で定めるものについて、交通の規制が齊一に行われていないか、又は齊一でない交通の規制が行われようとしているため、その道路における交通の円滑を欠き、又は欠くおそれがある

イ 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前普通免許を取り消された者

ロ 直前普通免許に係る再試験を受けた後直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ハ 法第百条の二第五項の規定に違反して直前普通免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

三 現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四 現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

(国家公安委員会の指示)

第四十二条 (略)

2 法第百十条第一項の規定による国家公安委員会の指示は、全国的な幹線道路のうち内閣府令で定めるものについて、交通の規制が齊一に行なわれていないか、又は齊一でない交通の規制が行なわれようとしているため、その道路における交通の円滑を欠き、又は欠くおそれがある

ときに行うものとする。

3 法第百十条第一項の政令で定める事項は、信号機の設置及び管理による交通整理並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第三二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項の道路標識等による交通の規制に關することとする。

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 (略)

二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信号機の設置及び管理によるもの並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項及び第五項第四号、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第十二条、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第七十五条の四、第七十五条の六第一

あるときに行なうものとする。

3 法第百十条第一項の政令で定める事項は、信号機の設置及び管理による交通整理並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第三二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の六第一項並びに第七十五条の八の二第二項の道路標識等による交通の規制に關することとする。

(権限の委任)

第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

一 (略)

二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信号機の設置及び管理によるもの並びに法第二条第一項第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十七条第四項及び第五項第四号、第二十条第一項ただし書及び第二項、第二十条の二第一項、第二十一条第二項第三号、第十二条、第二十三条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第三十条、第三十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第二項、第四十四条、第四十五条第一項、第七十五条の四、第七十五条の六第一項並び

項並びに第七十五条の八の二第二項及び第三項の道路標識等によるものに関する事務

三・四 (略)

2 (略)

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示)

第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第三十三条の二の規定は、法第百十四条の五第二項において準用する災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示について準用する。この場合において、同令第三十三条の二中「法第七十六条第二項に規定する通行禁止等」とあるのは「道路交通法第百十四条の五第一項の規定による通行の禁止又は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と読み替えるものとする。

別表第一(第十七条の三関係)

放置車両の態様の区分	類	放置車両の種類
	額	放置違反金の額
一 法第四十四条第一項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(同項の規定に違反して駐車しているものについて)	(略)	(略)

に第七十五条の八の二第二項及び第三項の道路標識等によるものに関する事務

三・四 (略)

2 (略)

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国家公安委員会の指示)

第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第三十三条の二の規定は、法第百十四条の五第二項において準用する災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条の五の規定による国家公安委員会の指示について準用する。この場合において、同令第三十三条の二中「法第七十六条第二項の通行禁止等」とあるのは「道路交通法第百十四条の五第一項の規定による通行の禁止又は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と読み替えるものとする。

別表第一(第十七条の三関係)

放置車両の態様の区分	類	放置車両の種類
	額	放置違反金の額
一 法第四十四条又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについて)	(略)	(略)

(略)	<p>ては高齢運転者等専用場所（法第四十五条の二第一項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車が停車又は駐車をすることができることとされている道路の部分をいう。以下同じ。）において駐車しているもの限り、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（法第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分をいう。以下同じ。）にある指定駐車場所（法第四十九条の三第三項の道路標識等により指定されている道路の部分）をいう。以下同じ。）において駐車しているものに限る。）</p>		
	<p>二 法第四十四条第一項、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条第一項の規定に違反して駐車しているものについては一の項に規定するものを除き、法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）において駐車しているものに限る。）</p>	(略)	(略)

(略)	<p>ては高齢運転者等専用場所（法第四十五条の二第一項の道路標識等により同項の高齢運転者等標章自動車が停車又は駐車をすることができることとされている道路の部分をいう。以下同じ。）において駐車しているもの限り、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（法第四十四条各号に掲げる道路の部分）をいう。以下同じ。）にある指定駐車場所（法第四十九条の三第三項の道路標識等により指定されている道路の部分）をいう。以下同じ。）において駐車しているものに限る。）</p>		
	<p>二 法第四十四条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの（法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては一の項に規定するものを除き、法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所（指定駐車場所を除く。）において駐車しているものに限る。）</p>	(略)	(略)

備考 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一〇三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1〇19 (略)

20 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条

第一項、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所(指定駐車場所を除く。)における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。)のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置行為」という。)に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

21〇132 (略)

別表第六(第四十五条関係)

備考 (略)

別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)

一〇三 (略)

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1〇19 (略)

20 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条

、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の三第三項の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所(指定駐車場所を除く。)における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。)のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置行為」という。)に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

21〇132 (略)

別表第六(第四十五条関係)

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～4 (略)

5 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十四条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（同項の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、同条の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

6～9 (略)

10 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十四条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

11～22 (略)

三 (略)

(略)

備考

一 (略)

二 この表の反則行為の種類欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～4 (略)

5 「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為（法第四十四条の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。）のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。

6～9 (略)

10 「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等）」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

11～22 (略)

三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（路上駐車場の配置及び規模の基準）</p> <p>第二条 法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 路上駐車場は、<u>縦断勾配</u>が四パーセントを超える道路に設置しないこと。ただし、<u>縦断勾配</u>が六パーセント以下の道路で、歩道と車道の区別があり、かつ、その車道の幅員が十三メートル以上のものに設置するときは、この限りでない。</p> <p>六 （略）</p> <p>七 路上駐車場は、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十条</u>第一項各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置しないこと。</p> <p>八 （略）</p> <p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（<u>道路交通法</u>第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入</p>	<p>（路上駐車場の配置及び規模の基準）</p> <p>第二条 法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 路上駐車場は、<u>縦断勾配</u>が四パーセントを超える道路に設置しないこと。ただし、<u>縦断勾配</u>が六パーセント以下の道路で、歩道と車道の区別があり、かつ、その車道の幅員が十三メートル以上のものに設置するときは、この限りでない。</p> <p>六 （略）</p> <p>七 路上駐車場は、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十条</u>各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置しないこと。</p> <p>八 （略）</p> <p>（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）</p> <p>第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（<u>道路交通法</u>第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入</p>

口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分

ロ〜へ（略）

二〜五（略）

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同項第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

二・三（略）

3・4（略）

口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分

ロ〜へ（略）

二〜五（略）

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

二・三（略）

3・4（略）

○ 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第四条 自動車の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法第四十四条第一項各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル未満である道路又は縦断勾配が十パーセントを超えるものである道路の路面に接して設けてはならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第四条 自動車の出口及び入口は、その設置の際に道路交通法第四十四条各号のいずれかに該当する場所、橋、幅員が六・五メートル未満である道路又は縦断勾配が十パーセントを超えるものである道路の路面に接して設けてはならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。</p> <p>5（略）</p>